

霧島市水資源保全条例をここに交付する。

霧島市長

霧島市水資源保全条例

前文

私たちのまち霧島市は、風光明媚な霧島山や、そこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川など、豊かな自然環境に恵まれている。

この豊かな自然環境の中で、水は、生命の源として絶えず地球上を循環し、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えるとともに、人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしている。

そして霧島山に注がれた雨水は、シラス土壌などの地層で不純物がろ過され、地下に蓄えられ、私たちの生活や農林水産業をはじめとした産業の健全な発展に欠かせない良質な地下水となり、多くの恵みをもたらしている。

このようなすばらしい水資源の恵沢を受けるすべての霧島市民は、将来の世代にこの貴重な財産を継承していく責務を担っていることを認識し、水資源の持続可能な利用が図られるよう、水資源への負荷を抑制していかなければならない。

ここに、水資源に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、私たち霧島市民は、水資源が市民共有の財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、健全な水資源の維持又は回復のための取組を積極的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、水循環基本法（平成26年法律第16号）第5条に規定される地方公共団体の責務に基づき、本市における水資源保全について、市、市民等及び水資源採取者の責務を明らかにし、並びに水資源保全に関する基本理念及び基本となる事項を定め、水資源の適正な利用を推進することにより、貴重な共有財産として将来の世代に引き継ぎ、及びその持続的な利用を可能とし、もって自然環境の保全及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水資源 本市に存在する地表水及び地下水（温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定する温泉、鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第 3 条第 1 項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 1 項又は第 100 条第 1 項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。)をいう。
- (2) 水資源採取施設 人力若しくは動力を用いて水資源を採取するための井戸、自噴井又は湧出する水資源を集水し採取する施設をいう。
- (3) 市民等 本市に住所を有する者、市内に滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、事業所等の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 水資源採取者 市内において水資源採取施設により既に水資源を採取し、使用している者をいう。

(基本理念)

第 3 条 水資源については、市民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水資源の維持又は回復のための取組が積極的に推進されなければならない。

2 水資源については、市民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、その適正な利用が行われるとともに、全ての市民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。

3 水資源については、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域について総合的かつ一体的に管理されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、水資源の保全に係る必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(水資源採取者の責務)

第 5 条 水資源採取者は、水資源の採取に当たっては、水資源の枯渇、濁水化、塩水化、地盤沈下その他の生活環境に係る被害が生じないように努めるものとする。

2 水資源採取者は、節水をはじめとする水資源の適正な利用に努めるとともに、自ら主体的にその水質及び水量の保全に資する活動の実施に努めるものとする。

3 水資源採取者は、市が実施する水資源に関する施策について、積極的に協力するものとする。

(市民等の責務)

第 6 条 市民等は、節水をはじめとする水資源の適正な利用に努めるとともに、自ら主体的にその水質及び水量の保全に資する活動を実施するよう努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する水資源に関する施策について、積極的に協力するものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第 7 条 市、市民等及び水資源採取者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(事前協議)

第 8 条 水資源採取施設を設置し、水資源を採取しようとする者（以下「採取予定者」という。）及び既設の水資源採取施設の吐出口の口径、ストレーナーの深さ、揚水機の種類、揚水機的能力又は採取量の変更（以下「構造の変更」という。）をしようとする者（以下「変更予定者」という。）は、規則に定めるところにより届出をする前に市長に協議しな

なければならない。

- 2 市長は、前項の協議が終了したときは、規則に定めるところにより速やかに採取予定者及び変更予定者に通知しなければならない。
- 3 市長は、採取予定者及び変更予定者が第1項の規定による協議をせず、又は協議をする見込みがないと認めるときは、当該採取予定者及び変更予定者に対し、期限を定めて当該協議をするよう勧告するものとする。

(採取計画の届出)

第9条 採取予定者及び変更予定者は、規則に定めるところにより、採取計画をあらかじめ市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - (1) 水道法（昭和32年法律第117号）第3条に規定する水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業、専用水道又は簡易専用水道の水資源採取施設
 - (2) 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条に規定する工業用水道事業の水資源採取施設
 - (3) 第1号から第2号に掲げる場合の他、国又は地方公共団体が使用する水資源採取施設
 - (4) 家庭用として使用する水資源採取施設
 - (5) 農業のかんがい用として使用する水資源採取施設
 - (6) 第1号から第5号に掲げる場合の他、規則で定める基準による1日当たりの水資源採取量が10 m³未満である水資源採取施設
 - (7) 第1号から第6号に掲げる場合の他、市長が特に認めた水資源採取施設
- 3 第1項の届出をする際は次の各号に掲げる要件にいずれも適合していなければならない。
 - (1) 規則に定めるところにより、周辺（規則で定める範囲。以下この条において同じ。）の市民等及び水資源採取者に採取計画を周知し、採取計画の理解を得ていると認められること。
 - (2) 周辺の既存の水資源採取施設の位置を把握していること。
 - (3) 自噴井については、制水設備の設置等により、不使用時の流出防止対策が講じられていること。
- 4 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、規則に定めるところにより、当該届出を受理した旨を遅滞なく当該届出をした者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による届出を受理するに当たり、次に掲げる条件を付することができる。
 - (1) 水資源を採取するに当たっては、この条例の趣旨に従い、周辺の市民等及び水資源採取者に及ぼす影響に充分配慮するとともに、円満な近隣関係を保てるよう努めること。
 - (2) 水資源の採取により、当該届出をした水資源採取施設又は周辺の水資源採取施設に水資源の水位の低下、採取量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象（以下「水位の低下等」という。）を認めたときは、速やかに市長に報告するとともに、その原因を究明すること。

(3) 周辺の水資源採取施設の水位の低下等が、当該届出をした水資源採取施設からの水資源の採取に起因していることが明らかになったときは、必要な措置を講ずること。

6 市長は、採取予定者及び変更予定者が第1項の規定による届出をせず、又は届出をする見込みがないと認めるときは、当該採取予定者に対し、期限を定めて届出をするよう勧告するものとする。

(届出事項の変更)

第10条 第9条第1項に規定する届出を行った者が構造の変更以外の届出事項の変更をするときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 第9条第1項に規定する届出を行った者から水資源採取施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該水資源採取施設に係る水資源採取者の地位を承継する。

3 前項の規定により水資源採取者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第11条 第9条第1項に規定する届出を行った者及び前条第3項の規定により水資源採取者の地位を承継した者が、当該届出を行った水資源採取施設の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出るとともに、当該廃止した水資源採取施設の地表面を閉塞するなど必要な処置を講じなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員等に水資源採取者が現に水資源を採取している土地又は当該水資源採取者の事務所等に立入り、必要な調査を実施させることができるものとする。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、立入の際、あらかじめその旨を当該水資源採取者に告げなければならない。

3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(勧告)

第13条 市長は、水資源採取者が水資源採取施設から水資源を採取したことにより、周辺(規則で定める範囲をいう。)の水位の低下等を引き起こしたと認められるときは、当該水資源採取者に対して、期限を定めて必要な措置をとるよう勧告することができる。

(公表)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その内容及びその者の氏名等を公表することができる。

(1) 第9条第1項の規定による届出について、虚偽の届け出をした者

(2) 第10条第1項及び同条第3項の規定による届出について、虚偽の届け出をした者

(3) 第11条の規定による届出について、虚偽の届け出をした者

(4) 第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(5) 前条の規定による勧告を受け、正当な理由なくしてその勧告に従わない者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表をされることとなる者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に水資源採取施設により水資源採取を行っている者（設置の工事をしている者を含む。）は、第8条第1項に規定する事前協議及び、第9条第1項に規定する届出をしたものとみなす。